

令和4年度

12月定例教育委員会

会 議 録

(公開)

令和4年12月15日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第21号」については、人事に関するものであること、「その他⑤」については、後日公表されるものであることから非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和4年度11月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 臨時代理報告第5号 県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について

教育政策課、財務福利課、教職員課、高校教育課、特別支援教育課 各課長
(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松山委員

議案第6号について、教育委員会でこれまでに権利濫用に該当するとして公開されなかった事例はありますか。また、今後明確化されるということで、教育委員会が独自に運用するのか、それとも知事部局と同一の運用かということも教えてください。

教育政策課長

こちらは今回総務部の方で条例を改正するものでありますが、内容は、条例の趣旨及び目的を大きく逸脱した適正でない認められる請求を制限するものです。現時点ではまだ条例改正前ですので、事例はありません。類型としては、事務を停滞させることを目的にすると認められる公文書の開示請求、事務を停滞させるおそれのある大量の公文書の開示請求、開示請求によって得た情報の不適正な使用、こういったものを目的を大きく逸脱した適正ではないと認められる請求として制限するものです。

松山委員

全般的な、県全体の運用方針ということになるのでしょうか。

教育政策課長

総務部の条例に合わせたかたちで運用することになるかと思います。

松山委員

全般的な話として申し上げたいのですが、これはすごく概括的な規定になりますので、仮に教育委員会内で検討するということになった際には、ある程度厳格に、基準を明確にさせていただく必要があると思いましたので質問しました。

教育政策課長

この条例に基づく細かい規定につきましては、また総務部の方で調整することになると思いますので、内容に沿って適切に執行していきたいと思えます。

高木委員

議案第8号についてです。60歳定年の段階的引上げについては既に周知がなされていますが、(2)のとおりの特例任用になった方は当然管理監督職の扱いですので、7割にならず、手当が付くということでもいいわけですね。

教職員課長

特例任用の職をどうするかについては、今後人事委員会と協議をして決める予定です。現在のところ校長職を検討しています。そうしたとき給与はどうかということですが、これについては60歳時の7割ということになります。

高木委員

他の方と合わせるということなのでしょうが、責任はあるが給与は下がる。中々厳しいと感じます。財政的なこともあるためなんとも言えないところですが。公務運営に著しい支障とはどういった場合を想定していますか。

教職員課長

年齢構成上欠員を容易に補充できない場合や特別な事情がある場合、最長で5年延長できるというのが国の制度となります。本県の制度は今後検討いたしまして、決まりましたらまたお知らせしたいと思います。

柳委員

同じく議案第8号です。定年の段階的引上げ、ついに来たかと思ったところですが、60歳を超えていろんな選択肢を用意していただいていることは感謝したいです。4の施行期日の部分、ただし2の(5)については公布の日から施行

するというのですが、これはどうとらえればいいのでしょうか。

教職員課

定年引き上げに伴い、60歳以上の多様な働き方の制度設計としてこのようなかたちでつくったところです。公布日については令和4年12月14日が公布の日ということになっています。

島原委員

私も議案第8号についての質問です。定年を迎えた後の不安があると思うのですが、60歳定年を迎えたときに退職金は支払われるのでしょうか。また、労働条件の変化はあるのでしょうか。

教職員課

60歳定年の際は60歳の時に退職金が支給されていましたが、定年が伸びますので、伸びた定年の際に退職金が支給されます。61歳定年の際は61歳で退職金が支給されます。労働条件は基本的に変わりません。

島原委員

65歳を超えた場合の任用方法はどのようになるのでしょうか。

教職員課

現在、65歳までは再任用制度がありますが、定年延長後の65歳以降は、臨時的任用講師又は会計年度任用職員（非常勤講師）を希望し、各学校からの求めがあれば任用されることがあります。

木村委員

議案第31号ですが、全国で起きた痛ましい事件を考えるととても良い措置と思うのですが、毎日繰り返しの作業となってしまうと思いますので、ハード面ばかりでなく運転手の研修などソフト面でも対策を講じるべきだと思います。

特別支援教育課長

特別支援学校で運転手の方々には毎日しっかり点検していただいております。また、バスの座席が子どもごとに決まっており、誰が乗っていないのかがすぐわかるような仕組み、添乗員と合わせて複数の目でチェックできる体制、バスを降りたときにはまず担任が出迎え、直接引き渡しができる体制といった工夫もなされています。ただ、委員のお話のとおり毎日繰り返すことですので、ヒューマンエラーの発生は危惧しているところです。24ページ下の「こどものバ

「送迎・安全徹底プラン」の緊急対策③に安全管理マニュアルの作成とありますが、この中に運転手が点検の際に毎日使えるチェック表など入っており、こういったものを使ってエラー防止を図るなどして今後も取り組んでいきたいと思えます。

高木委員

こういう装置がつくことでとても効果は見込めると思えますが、この装置があるから運転手1人でいいということにはならないと思えます。全員を確実に下ろすだけでなく、乗っている間も様子を見て子どもの安全を守るためには複数の目が必要です。機械は誰も置き去りがいいことを確認するにはすごく効果があると思えますが、誰か必ず専門性のある同乗者がいて子どもたちの安全を守るということは引き続き行っていかなければならないと思えます。

特別支援教育課長

複数の目で確認ができる体制というのは非常に大事だと考えております。先ほども触れましたが、特別支援学校では運転手の他に添乗員も同乗することになっておりまして、運転中の体調不良にも対応できるようになっております。こういったところは今後も引き続きしっかりと継続し、改善するところは改善して取り組んで参ります。

島原委員

議案第23号の宮崎海洋高校実習船建造について、25億円かけて新造船を造るわけですが、耐用年数はどれくらいを考えているのですか。またメンテナンス費用はその都度予算計上することになるのですか。

高校教育課長

耐用年数は国の規定では20年までとされています。ですが、まだしっかりしている状態で作り替えます。これは全国的な状況も見て、文部科学省と順番を決めています。維持については毎年ドック入りさせて綿密な点検を行うことが義務づけられています。

教育長

予算面はいかがですか。

財務福利課長

当初予算に計上するようにしています。

教育長

ほかに何かありませんか。

教育政策課長

先ほど松山委員に御質問いただいた情報公開条例の議案につきまして補足いたします。仮に権利の濫用に該当する請求があった場合、原則宮崎県公文書開示審査会で意見聴取をし、専門家の意見を踏まえ、総務部長に合議のうえ、所管部局長が判断するということになっております。審査会の方で、事務を停滞させることを目的にしている請求や、事務を停滞させるおそれのある請求かが判断されると思います。

松山委員

今もそういった制度で審査されていると思いますが、今回の議案で何か運用が変わるのか御説明いただけるとありがたいです。

教育政策課長

詳細につきましては総務部の方で、条例の解釈や運用基準を定めて交付するということになっています。まだその内容は正確に把握しておりませんが、そちらに沿って運用することとなります。

教育長

現状との違いについても教えていただけますか。現在、濫用に該当するような請求があれば、この議案によってどう変わるのかという御質問かと思えます。

教育政策課長

まだ条例がない現時点では、請求があれば公開できる部分を公開します。条例改正後は、権利の濫用と判断されるものは、この条例を理由に断るという扱いとなります。

教育長

この改正は全国的な流れですか。それとも宮崎県で現実にそういった請求が頻発していることを踏まえた改正でしょうか。そのあたりの御質問でもあるのかなと思います。

教育政策課長

全国的な流れなのかは把握していませんが、県としては近年、請求する権利の濫用と見受けられる事案が大量に発生しています。行政事務が停滞する事

例も起っていることから、今回条例を改正する、という経緯でございます。実際教育委員会の方にも度々こういった請求等がありまして、こちらの方でも少し問題をもっています。このことを総務部が反映した結果だと思えます。

松山委員

審査会で、きっちり審査をしていただく前提で濫用に当たるかどうかを慎重に検討されると思いますので、先ほども申しましたが、公開の請求権があるので、そこが過度に制限されないかたちでの運用をお願いしたいと思います。

教育政策課長

おっしゃるとおり、おやみに制限することなく、しっかり審査会等で判断の上運用を図りたいと思います。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他① 令和4年11月定例県議会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

35番の質問、中山間地域への国内留学を行う制度で、高千穂高校と飯野高校が留学生を受け入れている。とてもいいことと思うのですが、どういうつながりで地域みらい留学にこの方々が選ばれたのか、今後どのように広げていこうと考えていらっしゃるのか、どちらからいらしたのかを教えてください。

高校教育課長

地域みらい留学は、365とありますとおり1年間だけの留学です。高校2年生の時期に、教育制度、教育課程が合う学校を生徒が選んで行くこととなります。これは元々内閣府の地域教育魅力化プラットフォームというところが実施し

ておりまして、市町村が手を挙げて実施する取組です。市町村が手を挙げ、学校と協力して受け入れるという仕組みとなっています。飯野高校は2名、高千穂高校には3名の生徒が来ています。どこから来たのかは把握していませんが、この制度は都市部の生徒が地方の学校に行くというものですので、おそらく都市の方から来ているものと思われます。

教育長

えびの市と高千穂町が手を上げて実施されている国内留学の取組です。

高木委員

2番から4番までの質問にいじめの問題が挙がっています。低学年化もありますが、自分が見ているところでは感受性が敏感な子どもたちがにらまれたと感じたり、ひそひそ話をしていると感じたりする、それらもいじめとして取り上げるとなると範囲が非常に広がっていると思います。相手を傷つけるなどではなく、そう感じたこともいじめと捉えるのは大切な視点です。その上で未然防止は子どもたちだけに課せられるのではなく、保護者、教師、地域も一体となって考えていかなければなりません。そこで、命の大切さや多様性の大切さを地域を挙げて伝える活動をされている事例があれば教えていただきたいです。

人権同和教育課長

いじめの定義として、心的・物理的な影響を与える行為によって心身で苦痛を感じればいじめとなっていますので、そのように感じたのであればいじめとして認知しています。ただ、文部科学省の進路指導センターの調査によると、仲間はずれや無視、陰口をされた経験があると答えた子どもは9割という結果が出たのですが、反対にそういったことをした経験のある子どもも9割となっています。つまり、こういうことが日常的にあるということで、そこでいじめと感じた場合に認知するということになります。それを自分たちで解決する力を身につけさせなければいけないと思います。もう一つ未然防止について、地域での取組は把握していませんが、保護者を含めた学校全体ということであれば、保護者を交えた討論会を行って、保護者と一緒にいじめをなくす取組をしているところがあります。また、家庭教育学級等でいじめ問題を取り上げている学校等もあって、保護者等も巻き込みながらいじめ問題に取り組んでいるところもあります。

高木委員

この討論会の取組は保護者も入っていてとても良い取組と思うのですが、保護者の方々はもっといじめを広く見てほしいです。我が子がいじめられたら

辛いですし、加害者でもまた辛いですが、それだけの視点ではなく、被害を受けたからあの子が悪い、親が悪いと責め合うのではなく、それを超えていじめをなくしていくにはどうしたらいいのかというところに力を注ぐ討論会になればいいと思います。先ほどされた方もしたほうも9割の話がありましたが、どちらの側にもなり得るという意味では、保護者の方々も意識改革が大事なのではないかと思います。

人権同和教育課長

保護者と一緒に考えていくために、このいじめサミットの取組を県下に普及させていきます。

教育長

生涯学習課長より、家庭教育学級等でのいじめに対する研修情報などがあれば教えてください。

生涯学習課長

家庭教育学級では、家庭教育サポートプログラムというものがあります。問題を抱える子どもに対して、あるいはいじめ等に対して子ども役や親役をロールプレイしながら考えていくというプログラムを実践しておりまして、オンラインでもできて大変好評を得ています。

木村委員

40番以降の不登校の問題ですが、答弁を拝見しますと先ほどのいじめのところには未然防止との文言がありましたが、この中にはないように思いました。先日各市町村の教育委員の方と意見交換会をさせていただいたのですが、その中で課題として不登校が挙がり、未然防止が大事なのではないかとの意見がありました。もちろん学校現場では対策をされていると思いますが、すべての生徒が学校に来たり授業を受けるのが楽しいというように感じられるようなクラスづくりも大事だと思いますし、不利がある子には寄り添うといったことも大事なのかなと思いました。

人権同和教育課長

不登校に対しては2つのアプローチがあると考えています。その一つは魅力ある学校づくりで、県としては、国の指定であるのですが魅力ある学校づくりの事業に毎年1校指定して、それが不登校にどれだけ影響があるのかという実証をしているところです。2つめはそういった傾向にある子どもへどういった手当をしていくかということで、学校全体で共有しながら、また外部のスクール

カウンセラーにも協力いただきながら面談等をしたり保護者とも話をしながら手厚い未然防止に努めているところです。

木村委員

学校に不登校気味の高校生が身近にいまして、その子と話す機会があったのですが、なぜ学校に行けないのかを聞くと、授業で発表した時に間違えて周りからからかわれたり笑われるのがいやだからということでした。そのときはっと思ったのですが、学力が身につけていないという面で行く気がなくなってしまうこともあるのかなと思いました。その反面、間違ったときに笑ったりからかったりしないクラスを作ること大切なんじゃないかと思いました。

人権同和教育課長

学級の雰囲気をよくすることはもちろんどの先生も心掛けてやっていると思うのですが、それを更に進めていただきたいと思います。その中で県としてやっているのはピア・サポート活動といまして、これは児童生徒がお互いに思いやり助け合うための取組です。ピアというのは仲間という意味なのですが、そういう人間関係を作るためのトレーニング。笑うという行為を振り返ってみて、もしされたらどうだろうかということを考えさせ、相手の気持ちが理解できる、温かい学級や人間づくりをしています。この活動を県下に広げているところで、更に進めていきたいと思っています。

教育長

ここに見えていない課題として、長期欠席というものがあります。全国の統計にも出ましたが、非常に大きな数です。そこにどうアプローチしていくかも教育課題の大きなところではあります。

柳委員

6番のインクルーシブ教育なのですが、宮崎市内の小学校の特別支援学級を見せていただく機会があったのですが、特別支援教育コーディネーターの方を中心として職員みんなが対応していました。コーディネーターの方はすごく勉強されていらっしゃるし、力も持っていらっしゃる方が多いのですが、一時期すごく特別支援教育に関する研修がされていたころに比べると、今は新しい方も増え特別支援教育の実態も変わっています。そういった状況の中で、全ての先生方にもう一度しっかり研修してもらうことが大事だなと感じました。丁度答弁の中に「県教育委員会といたしましては、全ての教員を対象とした特別支援教育に関する研修の充実や」とありますので、これはどういったことを考えていらっしゃるのかを教えていただければと思います。

特別支援教育課長

現在様々な研修が行われているのですが、例えばある先生は発達障がいについての知識を得たいと考えている。また、ある先生は実際に目の前にいる子どもたちの対応について知りたいと思っている。そのように、先生方の研修のニーズも多様化しています。これらに対応するために、例えば特別支援学級の先生向けの研修、通常の学級の先生方に向けての研修、もしくは管理職の先生方に向けた研修というように整理しまして、更に初級、中級、上級と段階別にも整理して、先生方が必要に応じてどの研修を受ければいいのか整理していきたいと考えています。合わせて、集まっての研修をオンラインにする、一時間以内で終わる研修を用意するといった工夫をして研修を見直そうとしています。

柳委員

ニーズや受ける方について考えていただけるとのことでありがたいです。様子を見てみると先生方の中には、もう少し子供についての力があれば反応も違ってくるだろうとか、もう少しチームで動けばいいのにと感じる方がいます。今は先生たちが入れ替わっている時期なので、研修をとおして子どもたちが安心して通える学校にしてほしいです。余談ですが、昨年教職免許の更新をしてきたのですが、これがオンラインで、特別支援教育に関しても15分くらいのコマがいくつもある形式で、すごくわかりやすいものでした。課長がおっしゃったようなオンラインなどの身軽に受けられる研修は是非積極的にやっていただくとありがたいです。マイ・トライなどでも特別支援教育の話聞かせていただきました。ありがとうございました。

特別支援教育課長

ベテランの先生方が大量に退職され、新採の方が増えてくるという状況を踏まえながら、研修の充実に努めます。

高木委員

今のインクルーシブ教育についてですが、国連の勧告について詳しく教えてください。是正しないといけないものなのか、期限があるのかを教えてください。

特別支援教育課長

まず前提として、国連で障がい者の権利に関する条約が採択されておりまして、我が国日本も含めた各国が批准しています。批准している国は2年以内に審査を受け、勧告を受けるという流れとなっています。今回初めて審査を受

け、9月に勧告を受けたという状況です。内容は厳しい言葉で、分離教育が進んでいる、特別支援教育をやめなさいというものです。背景にあるのは国連にあるインクルーシブ教育の推進とは障がいのある子どももない子どもも同じ教室で学ぶことという思想で、対して日本には、一緒に学ぶことはもちろん大事ではあるが、授業の後一人一人の子どもが達成感を得られる指導が大切であり、そのためには障がいのある子どもたち一人一人のニーズに合わせた学びの場、特別支援学級や特別支援学校を整備する必要があるという考え方があります。現在特別支援学校や特別支援学級に在籍している生徒が増えていることから分離が進んでいると受け止められています。このことについて文部科学省は、多様な学びの場をもって子どもたちのニーズに応える教育を続けていく必要があるとコメントを出しています。勧告ということなので強い強制力はありません。ですので是正期限もありませんが、そういう目を向けられているということは真摯に受け止め、対応していきます。

教育長

国としては包摂性、インクルーシブも大事と考えていますので、バランスを取りながらそれぞれ大事にしていくことになると思います。

高木委員

8番のウイズコロナの質問。黙食の徹底の文言を外したということですが、これは簡単ではありません。子どもたちは黙食なんかしないといいつつ守り続けます。この黙食の徹底を外すというのは黙食じゃなくてもいいよということなのか、やっぱりそれでも少し声を小さくしよう、なるべくしゃべらないようにしようということなのでしょう。特に小学校の低学年はとても混乱し、やっぱりしゃべらない方がいいとなってしまって食事の時間が苦痛に感じてしまう。現場の先生たちも会食が最も感染を広げるとされているためどう指導するか悩ましく感じています。遊びの場でもボール遊びをしてはいけないなど制限を危惧しているところ。この辺で県として、市町村との連携で学校生活を豊かにする社会性や協働の推進という点で文言を外すだけではないところで取組や配慮があれば教えていただきたいです。

教育政策課長

今年1月に県全域がまん延防止重点措置地域となったことを受けて、黙食の徹底を行うとの通知を出したところですが、感染が収束してきたため6月にはこの文言を削除したところ。ですが、会食を行う際は飛沫を飛ばさないよう席を向かい合わせにしない、大声での会話をしないなど感染状況に応じ

た対応が必要です。難しい状況ではございますが、状況に応じて学校現場で対応していただくよう黙食の徹底という文言を外したところです。

教育長

国の指針の中に黙食という言葉はありますが、文科省のマニュアルには給食や学校生活の場面で黙食という言葉はありません。そのため、今教育政策課長が申しあげましたようにまん延防止の際に、黙食という言葉在前面に出したとの経緯があります。今般国も指針を改め、黙食という言葉を外したところです。ただ、実際はまだほとんどの学校が正面を向いて食べている状況と認識しています。

高木委員

中高生くらいになると上手につきあえるようになっていますが、小学生低学年はこれはいいよといったことも示してあげれば心に余裕ができるのではないかと思います。小学校1,2年生からするとこれもだめあれもだめといわれている中、いいものを示してあげると気持ちが楽になると思います。黙食は感染防止には大事な視点ですが、子どもたちへの心理的な支援という意味ではこれはいいよ、これは大丈夫だよということを示してあげると少し気持ちが楽になるのではと思います。

スポーツ振興課長

給食の時間は40,50分あると思いますが、その全てを黙ってということではなく食べるときは外し、そのあとマスクをつけて友達としゃべる。そういった新しい生活様式を子どもたち自身がしっかりとコントロールできるようになるための指導がこれから必要となってきますので、各市町村教育委員会とも協議しながら、各教室での指導に生かせる周知を今後していきたいと考えております。

柳委員

23番から25番に関係ある、高校の魅力化について。質問ではなく感想になるのですが、11月から3年ぶりに委員で妻高校、日南高校、都城商業高校を訪問させていただきました。学校からは、地域と連携して地域の課題や活性化のために高校生が動いているということをお聞きしました。以前と違ってきているなど感じたところです。公立小中学校では総合的な学習の時間などで地域に出かけることもありましたが、高校ではその地域に住んでいない子どももその地域のために活動することがすごいと感じました。先週土曜日には宮崎県生涯学習実践研究交流会がありまして、そこでは妻高校の生徒の話を伺いま

した。先生方が考えている以上に子どもたちは活動するようになっています。例えば古墳まつりにランタンを飾る高校生の取組が共鳴して幼稚園、小学校、中学校の子どもたちが一緒にランタンを出して古墳まつりを更に華やかにしてくれました。他にも商品開発や健康体操など、将来につながるような生きた学びをやっていることを身をもって感じさせていただいたところです。学科編成についても今の時代に大事な資質能力を考えてされていると思います。子どもたちは自ら変わり、動こうとしています。みらいみやざき学び隊などで紹介されていますが、もっとアピールしていただけるとありがたいです。高校生というのは大人に近づいている子どもたちなので、地域の方々にとって一緒に活動してくれるのはすごく心強いです。そういったことを感じて訪問等させていただきました。

高校教育課長

学校が元気になる御意見をいただきました。学校の魅力づくりということは環境面や学科の在り方、制度の在り方など様々な面にあると思いますが、それ以上に子どもたちにとっての魅力とは、学校のミッションをしっかりと明確にしていくこと。地域の学校として使命が何か、妻高であれば西都市にある学校としてどんな学校を目指すか、そういう部分が一番大事になっています。今、探究的な学びなど各学校は独自の教育に取り組んでいますが、一番大事なのは生徒のためのステージを作ることではないかと考えています。ステージを作りながら地域と共に人づくりを一緒にやっていく県立高校が増えていくよう取り組んで参ります。

生涯学習課長

実践研究交流会では妻高校の3つの学科が素晴らしい発表をしてくれました。高校生が地域に向ける目、地域課題解決の視点としてすごく鋭くなってきたと感じます。一昨年は延岡商業高校が延岡駅前のまちづくりについての素晴らしい発表をしてくれました。生涯学習課としても、そのような高校生の活躍を県民の皆様を紹介を続けていこうと思います。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 令和5年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他③ 令和5年度宮崎県公立学校教員採用選考試験結果について

教職員課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他④ 練習環境整備事業 施設完成お披露目会について

競技力向上推進室長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、1月17日、火曜日、14時からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(15:45)